

枚方市立図書館における図書館間相互協力取扱要領

(趣旨)

1. この要領は図書館法第3条第4号の規定に基づき、枚方市立図書館における図書館間相互貸借協力（以下相互協力という）について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出資料の範囲)

2. 枚方市立図書館が所蔵する資料。
但し、以下に掲げる資料を除くものとする。
 - (1) 禁帯出の図書
 - (2) 参考図書
 - (3) 新聞およびその縮刷版
 - (4) 雑誌
 - (5) 地図、加除式資料等、形態上損耗散逸しやすい資料
 - (6) 漫画作品（請求記号Mで始まるもの）
 - (7) ビデオ、DVD、CD等一般AV資料 と付録DVD資料
 - (8) 損耗の著しい資料
 - (9) その他館長が特に指定する資料

(貸出制限期間)

3. 出版日から、もしくは受入日からの一定の期間が過ぎていない資料は貸出しない。一定の期間とは、借受依頼館の相互協力対象としない期間と同一とする。ただし、借受依頼館に期間による貸出制限がない場合は、期間による貸出制限をしない。

(貸出数)

4. 1館につき原則20点以内とする。付録は貸出数に含めない。
〔但し、北河内6市（寝屋川市・門真市・守口市・大東市・四條畷市・交野市）については、原則40点とする。〕

(貸出期間)

5. 貸出日から1ヶ月以内とする。（郵送期間除く）

(貸出の手続き)

6. 資料の貸出については、文書・FAX・インターネットで申し込むものとする。
7. インターネットでの申し込みは、事前に必要事項を報告、登録の完了後とする。
8. 上記6のインターネットでの申し込みは、公共の図書館ならびに、館長が必要と認めた図書館とする。

(資料の貸出・返却)

9. 連絡便・巡回便が利用できる場合は連絡便・巡回便による貸出・返却をおこなう

10. 直接来館による受渡しについては、中央図書館（参考資料室での）担当職員との直接手渡しによるものとする。
11. 送付による場合は、貸出館が指定する郵便等の方法とする。

（経費の負担）

12. 資料の貸出・返却に要する費用は、全て借受館の負担とする。

（資料の弁償）

13. 借受館の原因により紛失・汚損・破損された資料については、枚方市立図書館の規定に従い弁償するものとする。

（その他）

14. この要領に定めるもののほか、新に検討する項目が生じた場合は、借受館と協議し、必要な措置を講じるものとする。

附則

この取扱は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

